

国民年金のお知らせ

知っていますか？国民年金保険料の免除制度 令和5年度の免除申請は7月から受付が始まります。

国民年金には、所得が少なく保険料を納めることが困難な場合に、本人の申請によって保険料納付が免除される「保険料免除制度」があります。

この制度は、本人とその配偶者及び世帯主の前年の所得が一定の基準額以下の場合に承認され、保険料の全額が免除される「全額免除」のほかに、世帯の所得に応じて保険料の一部を納付して残りが免除される「一部納付（一部免除）」があります。「一部納付（一部免除）」には3／4免除、1／2免除、1／4免除の3種類があります。

全額免除制度

保険料の全額（16,520円）が免除

全額免除された期間は、保険料を全額納付したときに比べ、年金額が1／2として計算されます。
(保険料額は令和5年度の額)

☆☆全額免除となる所得の「めやす」☆☆
前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること
(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 32万円

一部納付（一部免除）制度

保険料の一部を納付、残りの保険料は免除

一部納付は3種類です。それぞれの納付額（令和5年度）と年金額の計算は次のとおりです。

- ・ 4分の3免除（納付額 4,130円）→ 年金額 5／8
- ・ 半額免除（納付額 8,260円）→ 年金額 6／8
- ・ 4分の1免除（納付額 12,390円）→ 年金額 7／8

☆☆一部納付となる所得の「めやす」☆☆
前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

- 4分の3免除 → 88万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- 半額免除 → 128万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- 4分の1免除 → 168万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

(注) 一部納付制度は、納付すべき一部の保険料を納付されない場合、その期間の一部免除が無効（未納と同じ）となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障害や死亡といった不測の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

★前年度に全額免除・納付猶予が承認され、継続申請の申出をされている方は、引き続き全額免除・納付猶予に該当するか、審査を行いますので申請は不要です。ただし、所得の申告をされていない方は、審査ができませんので、所得申告は忘れずに行ってください。

日本年金機構ホームページ www.nenkin.go.jp/

国民年金に関するお問い合わせは、税務保険課、または最寄りの年金事務所まで。

奈良年金事務所

奈良市芝辻町4-9-4
☎0742-35-1371(代)

大和高田年金事務所

大和高田市幸町5-11
☎0745-22-3531(代)

桜井年金事務所

桜井市大字谷88-1
☎0744-42-0033(代)

国民健康保険税の税率改正について

国民健康保険は、私たちが病気やけがをしたとき安心して医療が受けられるように、加入者が保険税を納めお互いを助け合う社会保障制度です。

しかし、国民健康保険は「年齢構成が高く医療費水準が高い」、「所得水準が低く保険料負担が大きい」など構造的な課題を抱えています。こうした課題に対応するため、平成30年度より奈良県と市町村がともに国民健康保険の運営を行っています。

奈良県においては、被保険者の公平化のため令和6年度を目途に「同じ所得・世帯構成であれば、県内のどこに住んでも保険料が同じ」になることを目指しています。

それに伴い本村でも平成30年度から保険税の改正を行っており、本年度についても見直しを行い令和6年度まで毎年見直す予定です。

加入者の皆様には、これまで以上の負担をお願いすることになり大変申し訳ございませんが、税率の改正にご理解いただきますようお願いいたします。

		改正前	改正後	比較
医療分	所得割	7.4%	7.5%	0.1%増
	均等割(1人当り)	24,840円	25,550円	710円増
	平等割(1世帯当り)	19,800円	19,925円	125円増
	賦課限度額	65万円	65万円	増減無し
後期高齢者支援金分	所得割	3.1%	3.2%	0.1%増
	均等割(1人当り)	10,500円	10,950円	450円増
	平等割(1世帯当り)	8,200円	8,300円	100円増
	賦課限度額	20万円	22万円	2万円増
介護分	所得割	3.1%	3.3%	0.2%増
	均等割(1人当り)	18,800円	19,100円	300円増
	賦課限度額	17万円	17万円	増減無し

お問い合わせ先 税務保険課(42-0441)

後期高齢者を対象に 「お口の健康診査」口腔健診を実施します

高齢者の健康を保持・増進し、生活の質（QOL）の向上を図り、健康寿命の延伸を目的とします。

- 健診対象者 75歳・80歳・85歳（4月1日現在）の奈良県後期高齢者医療加入者
- 健診料 無料
- 実施期間 6月1日（木）～11月30日（木）
- 実施方法 一般社団法人奈良県歯科医師会に属する奈良県の歯科医療機関にて、口腔健診を実施
- 口腔健診実施歯科医療機関一覧表は広域連合ホームページをご覧ください。

○口腔健診の申込み方法

口腔健診実施歯科医療機関一覧表にある歯科医療機関へ事前ご予約いただき、受診当日に健診券（はがき）※被保険者証をご持参ください。

※健診券（はがき）は5月下旬に奈良県後期高齢者医療広域連合より健診対象の方へ送付されます。

- ◎新型コロナウイルス感染症の動向に応じて、口腔健診事業の内容を一部変更する場合がありますのでご注意ください。

お問い合わせ先 奈良県後期高齢者医療広域連合 事業課 TEL 0744-29-8430

教科書展示会の開催について 教科用図書第18採択地区協議会よりのお知らせ

令和6年度以降使用される小学校の教科書などを、下記の教科書センター等で展示します。

- 1 展示場所

	吉野町教育委員会事務局内	（吉野町上市）
（教科書センター）	川上村立川上中学校	（川上村人知）
	下北山村立下北山小中学校	（下北山村下池原）
	十津川村立十津川第一小学校	（十津川村小原）
	野迫川村山村振興センター	（野迫川村北股）
- 2 展示期間 6月14日（水）～7月12日（水）
午前9時から学校及び施設の終了時刻まで

閲覧をご希望される方は、事前に教科書センターが設置されている町村教育委員会に、お問い合わせください。

休日は、閲覧できません。

吉野町教育委員会	吉野町上市133	（TEL 0746-32-0190）
川上村	// 川上村迫1374-2	（TEL 0746-52-0144）
下北山村	// 下北山村寺垣内983	（TEL 07468-6-0901）
十津川村	// 十津川村小原225-1	（TEL 0746-62-0003）
野迫川村	// 野迫川村北股84	（TEL 0747-37-2101）

なお、県立教育研究所（磯城郡田原本町秦庄 TEL 0744-33-8900〈代〉）等においても展示しています。

3. 給付金の支給手続き

I. 令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」の支給対象者であった方

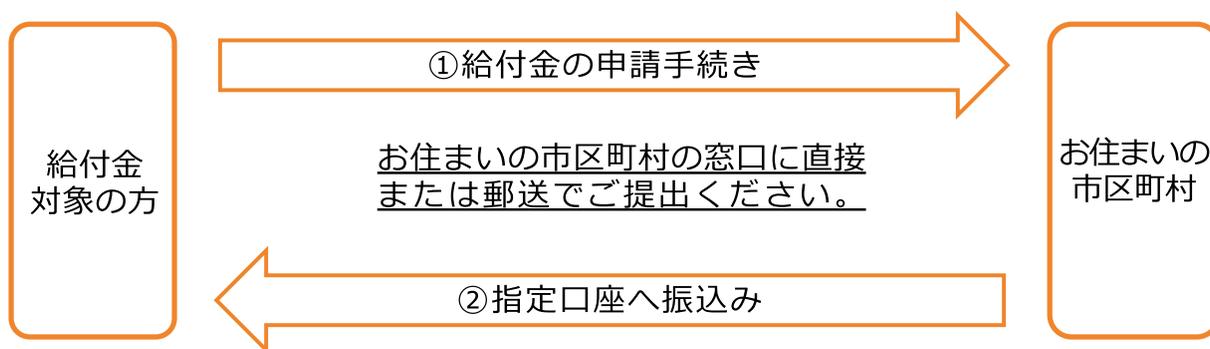
- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取ることができます。
- ▶ 市区町村ごとに可能な限り速やかに、令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金を支給した口座（令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給していた口座等）に振り込みます。

【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合、受給拒否届出書を市区町村に提出ください。
- ※ 令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

II. 上記以外の方（例. 収入が急変した方）

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともにお住まいの市区町村の**窓口**に**直接**、または**郵送**でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。



「子育て世帯生活支援特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

～大切なお知らせ～



ひとり親世帯（今回の給付金を受取済み）でない方へ
子育て世帯生活支援特別給付金
のご案内

子育て世帯の支援のため、**給付金の支給**を実施します！

1. 支給対象者

①または②に当てはまる方（※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）

① **令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金（前回の給付金）の支給対象者**であった方
（申請の可否に関わらず、前回の給付金を受け取った方又は受取を拒否した方）

②

- 令和5年3月31日時点で
18歳未満の児童（障害児の場合、**20歳未満**）
を養育する父母等
（※令和6年2月未までに生まれた新生児等も対象になります。）
であって
- 令和5年1月1日以降の収入が急変し、
住民税非課税相当の収入となった方

2. 支給額

児童1人当たり 一律 5万円

- 支給にあたっては、**申請が不要な場合**と**必要な場合**があります。
必ず右面の支給手続きをご確認ください。
* お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ **こども家庭庁コールセンター**（受付時間：平日9:00～18:00）

0120-400-903

詳しい申請方法は、お住まいの市区町村の「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）担当窓口」までお問い合わせください。

事業主の皆様へ 労働保険年度更新のご案内

令和5年度労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新期間は、
6月1日（木）から7月10日（月）です。
期間中の申告・納付をお願いします。

電子申請の利用又は郵送による提出が可能です。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

奈良労働局総務部 労働保険徴収室

TEL 0742-32-0203

または、管轄労働基準監督署・ハローワーク（公共職業安定所）

ならジョブカフェセミナー（6月）

- 日時** ①6月2日（金）13時30分～16時30分
「仕事も人間関係もスムーズに！対人スキル実跡トレーニング」
②6月15日（木）14時～15時30分
「応募書類の書き方」
③6月28日（水）14時～16時
「Web面接対策セミナー」
- 場所** ①②ならジョブカフェ（奈良市西木辻町93-6）
③ Web 開催
- 概要** アットホームな雰囲気です就職活動のスキルを学ぶことができる参加型のセミナー。参加費無料。
- 対象** 就職活動中の学生やおおむね35歳未満の求職者
（40代前半までの不安定就労者を含む）
- 定員** ①②各10人程度（先着順） ③4人（先着順）
- お申し込み** ①②各セミナー前日までに、電話、FAX又はHPよりお申し込みください。
③セミナー2日前までに、HPよりお申し込みください。
- お問い合わせ先** ならジョブカフェ
TEL 0742-23-5730 FAX 0742-23-5757
<https://www.pref.nara.jp/item/63392.htm>

村県民税第1期分・水道料金の

口座振替日は **6月26日（月）**

納期限は **6月30日（金）**です。

納税には、便利・安全・確実な口座振替をご利用ください。納期限までに納めましょう。

（お問い合わせ先） ○村県民税について 税務保険課

○水道料金について 地域振興課 TEL（42-0441）

地域別福祉の就職フェア

地域に密着した福祉人材の確保を目的として、福祉分野への就業希望者等を対象に、地域別福祉の就職フェアを開催します。

対 象 福祉の仕事に就職または転職を希望する方
福祉の仕事に関心のある方
令和6年3月卒業予定の大学、短大、専門学校生等で福祉現場に就職希望の方
無資格・未経験の方も参加できます。

日 時

	開催日	時間	参加 法人数	会場
第1回	7月 1日(土)	11:00~16:00	16	イオンモール大和郡山 2階イオンホール
第2回	7月 2日(日)			
第3回	10月21日(土)			イオンモール橿原 3階イオンホール
第4回	10月22日(日)			

内 容 各地域の福祉・介護職場との合同求人面談会です。

- ・福祉施設・事業所との面談コーナー
- ・福祉のお仕事相談、ハローワーク相談コーナー
- ・就活応援イベント
- 第1回・第3回：「介護アロマハンドマッサージ体験」
- 第2回・第4回：「福祉の業界研究セミナー」

費 用 参加費無料

申 込 当日申込可能

お問い合わせ先 奈良県福祉人材センター TEL 0744-29-0160

危険物安全週間

期 間 6月4日から10日

令和5年度危険物安全週間推進標語

「意志つなぐ連携プレーで事故防ぐ」

私たちの身近には、多くの危険物（ガソリン・灯油などの燃料類、油性塗料や家庭で使うてんぷら油やスプレー製品など）があります。全てが生活するには必要な物ですが、うっかりしたミスから事故につながる 경우가多くあります。

ここで、スプレー製品による事故事例を紹介します。

例1

パーティーグッズのスプレー缶をかけあっていたところ、ケーキのろうそくの火に引火してやけどした。

例2

ガスレンジの横でヘアースプレーのガス抜きをしていたところ、レンジの火が引火し、やけどした。

他にも多くの事故事例が報告されています。注意書きをよく読んで正しい使用方法で取扱うようにしましょう。

奈良県広域消防組合 吉野消防署 TEL 0746-32-1011



自衛官募集のお知らせ

募集コース	一般曹候補生	自衛官候補生 (中途採用も含む)
対象年齢	18歳以上33歳未満 ※32歳の者は、採用予定月の1日から起算して3月に達する日の翌月の末日現在、33歳に達しない者	18歳以上33歳未満 ※32歳の者は、採用予定月の1日から起算して3月に達する日の翌月の末日現在、33歳に達しない者
受付期限	令和5年9月5日(火)	年間を通じて実施
試験期日	1次試験 令和5年9月16日(土) 又は17日(日) ※Webあり別示	※受付時又は自衛隊奈良地方協力本部のホームページにてお知らせします。
試験種目	1次 筆記試験 2次 □述試験 身体検査	筆記試験 □述試験 適性検査 身体検査等
試験場所	別示	別示
お問合せ お申込み	自衛隊奈良地方協力本部 五條地域事務所(担当:細木、松村、大元) 〒637-0004 五條市今井5丁目1-12 サンタウン2階 TEL 0747-22-3789	

女性の権利ホットライン (弁護士による臨時無料電話相談) ※電話相談のみ

離婚や家族に関する問題、労働問題、相続問題、事業の問題、消費者問題、LGBTのこと等、分野を問わずご相談いただけます。また、外出しづらい方にも、お電話で気軽に相談いただけます。

日 時 6月29日(木) 午前10時~午後4時

お問い合わせ先 奈良弁護士会 TEL 0742-22-2035

村の職員を紹介します Vol.1

総務企画課

下入佐 弘志
Shimoirisa Hiroshi



今月号から新コーナーとして、村の職員を紹介していきます。村民の皆さまに、若手職員をはじめ職員のことを知っていただけたら幸いです。

まず第一回目は、広報担当である私が務めたいと思います。

大淀町出身で、主に広報やCATVを去年から担当しています。取材や調査をしっかりと行って、村民の皆様に生活の助けとなる情報をお届けできるよう頑張りたいと思います。今後ともよろしくお願ひします。

てんいち先生



人権擁護委員による

定例人権相談所を開設します。

差別や虐待又はセクハラ等、皆さんが困っていることに人権擁護委員が相談に応じます。

日時 6月20日(火)

10:00~12:00

場所 大字小川 村中央公民館

駐在所だより

小川駐在所 ☎42-0052 高見駐在所 ☎44-0313

桜井警察署 ☎0744-46-0110
宇陀警察庁舎 ☎0745-82-0110

薬物乱用防止の推進

大麻所持吸引が後を絶ちません。

一層の乱用を防止する地域の構築に努めましょう。

大麻は、乾燥大麻、大麻樹脂（ハシッシュ）、液体大麻（ハシッシュオイル）があり、使用方法によっては、乾燥した薬などをキセル、パイプ、水パイプなどを使用して喫煙する方法のほか、そのまま食べる、液体として飲むなどがあります。

大麻が身体に与える影響について、神経感覚が過敏になり変調をきたしたり、精神不安定状態になるなど幻覚や妄想などにおそわれる、毎日やる気をなくすといった状態に陥ることがあります。

健全な生活を送るためにも、乱用防止を推進していきましょう。

特殊詐欺にさらなる注意を

特殊詐欺事件は、いまだに発生しています。今一度特殊詐欺の手口をおさらいしてください。

1 役場職員かたり

役場職員を名乗り、「健康保険・税金・補助金などの還付金・交付金があります。」などと電話で誘う手口。

2 警察官かたり

警察官を名乗り、「犯人を捕まえた、あなた名義のキャッシュカードを持っていた。」などと言って、キャッシュカードをだまし取る手口。

3 百貨店かたり

「あなた名義のクレジットカードを使って買い物をしている」などと言ってクレジットカードやキャッシュカードをだまし取る手口。

4 医者かたり

「家族が大きなけがもしくは病気になり、手術代が必要です」などと言って、お金を振り込ませようとする手口。

5 子供かたり

借金をした。会社で損失を作り補填しなければならない。弁護士費用がいる。示談金がいる。」などと言って、お金をだまし取ろうとする手口。

ほかにも百貨店かたりやインターネット会社かたり、弁護士かたりなど様々な語り口もありますが、いずれのパターンにあっても、

- ・クレジットカード若しくはキャッシュカードの交換・提出の要求
- ・ATMへ誘導し（コンビニを含む）機械の操作要求
- ・プリペイドカードの購入要求

といった共通点があります。

期限が迫っている旨を告げたりして、正常な精神状態を乱してきたうえで、だましてきます。

このような誘いがあった場合は、一息ついて家族や役場、警察に相談してから判断をしましょう。

村内の事件事故（4月中）

- 刑法犯等～発生はありませんでした。
- 交通事故～人身事故 0件
物損事故 1件



すくすく育ってね



西川 祈代乃 ちゃん (木津)

1歳のお誕生日おめでとう♡

きーちゃん笑顔は私たちに元気にしてく
れるニコニコの魔法!

今日もステキな魔法をたくさんかけてね戸
お父さん、お母さんより



「すくすく育ってね」コーナーでは、満1歳を
迎えられたお子さまを対象に、保護者のご了
承を頂いた方のみ掲載しております。

戸籍の窓

令和5年4月16日から令和5年5月15日ま
でに役場窓口届けられ、ご了承をいた
だいた方のみです。(敬称略)

ご結婚おめでとう

氏名	住所
靄井 宏 往	日裏
福田 愛	桜井市

お悔やみ申し上げます

氏名	年齢	住所
浦 茂	91歳	鷺家
今井 親雄	74歳	小川
中西 光永	91歳	小

人の動き

令和5年4月末日現在

- 人 □ 1,561人(ー 3)
- 男 728人(ー 1)
- 女 833人(ー 2)
- 世帯数 893戸(ー 1)

()内は先月末現在との比較

今年の春は寒い日が多いように感じましたが、一
気に夏がやってきました。まだ体が暑さに慣れてい
ないので、熱中症に気をつけたいですね。
今回の表紙は投石の滝です。村内には絶景スポッ
トがまだまだたくさんありますので、今後も広報紙
などで紹介していきたいと思えます。
これから夏になり活動しやすい時期です。村内で
も様々なイベントがありますので、先月号掲載のイ
ベントカレンダー等を活用して、いろいろ計画を練っ
てみてはいかがでしょうか？



(ひろし)

<お詫びと訂正>

4月号広報誌の中で、内容に誤りがありました。ご迷惑を
おかけしましたこととお詫びし、訂正いたします。
P14 歳入の欄 地方譲与税の金額について
(誤) ●地方譲与税 78,395
(正) ●地方譲与税 78,495